

改正概要説明書	
国名：シンガポール	法令名：意匠国際登録規則
改正情報：2021年10月1日施行	
<p>改正概要：</p> <p>1. S619/2019(2019年9月11日公布)による改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シンガポールを指定する国際登録の出願人に、シンガポールにおける審査での拒絶に対する意見陳述の一部として補正が認められるようになった。(規則9, 規則10) ・シンガポールを指定する国際登録の補正により拒絶が取下げられた場合、その拒絶の取下げの通知日が保護期間の開始日となった。(規則11) <p>2. S691/2021(2021年9月10日公布)による改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取引の届出の受理要件が明確化された。(規則7) 	
<p>改正内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規則4 (2)において適用外の意匠規則条文が明確化された。 ・規則7 届出る取引に関して明確化された。 ・規則9, 規則10 拒絶通知に関して明確化された。 ・規則11 意匠保護の始期が明確化された。 	